

公益財団法人科学技術交流財団の役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人科学技術交流財団（以下、「財団」という。）の定款第19条及び第37条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員及びこれに準じる役員（以下、「常勤役員等」という。）以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 財団は、役員職務の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員等の報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月定まった日に支給するものとする。
- 3 常勤役員には、毎年6月及び12月に役員賞与を支給することができる。
- 4 非常勤役員には、理事会出席等、必要の都度、定額を支給することができる。
- 5 評議員には、定款第19条に定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員等の報酬月額は、別表第1「常勤役員等の報酬月額」の範囲内とする。

- 2 非常勤役員等の報酬は、別表第2に基づき支給するものとする。
- 3 常勤役員に対する役員賞与は、基準日時点の報酬月額に、別表第3「役員賞与の支給割合」の範囲内の数を乗じて得た金額を支給するものとする。
- 4 評議員の報酬は、別表第4に基づき支給するものとする。

(支給の方法)

第5条 役員及び評議員の報酬等は、その金額を通貨で、本人に支払うものとする。ただし、法令に基づき報酬等から控除すべき金額がある場合には、その支払うべき報酬等の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 役員及び評議員が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場

合には、その方法によって支払うことができる。

(費用)

第6条 役員及び評議員が、その職務の執行に当たって負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(通勤費)

第7条 役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給するものとし、その計算方法は職員の例に準ずるものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年6月3日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

別表第1 (常勤役員等の報酬月額)

	報酬月額
理事長	900,000円以内
副理事長	700,000円以内
専務理事	500,000円以内
理事	400,000円以内
監事	300,000円以内

別表第2 (非常勤役員等の報酬)

理事会等出席の都度、一人一律15,000円

別表第3 (役員賞与の支給割合)

年間3.0月以内

別表第4 (評議員の報酬)

評議員会出席の都度、一人一律15,000円